

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容
(1) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
潜水器漁業	【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分(真方位、以下同じ。)の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から323度40分の線及び最大高潮時海岸線から1,500メートルの線で囲まれた海域	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
	【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線の中の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線以西の海域 点ア 北緯35度32分02秒、東経134度03分48秒 点イ 北緯35度31分38秒、東経134度03分49秒 点ウ 北緯35度31分39秒、東経134度04分11秒 点エ 北緯35度32分01秒、東経134度04分11秒	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6

	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線以西域は除く。 点ア 北緯35度32分02秒、 東経134度03分48秒 点イ 北緯35度31分38秒、 東経134度03分49秒 点ウ 北緯35度31分39秒、 東経134度04分11秒 点エ 北緯35度32分01秒、 東経134度04分11秒	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
	【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から342度30分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間鳥取県沖合	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
	【淀江町地先】 西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分（真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から13度10分の線の間鳥取県沖合	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6

	【米子市地先（淀江町地先を除く。）】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
--	--	------	-----------------------	---	---

（２） あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第 3 防波堤北端 点イ 基点から 9 度 30 分（真方位）410 メートルの点 点ウ 基点から 3 度 10 分（真方位）482 メートルの点 点エ 基点から 29 度 30 分（真方位）772 メートルの点 点オ 基点から 38 度 30 分（真方位）1,036 メートルの点 点カ 基点から 38 度 00 分（真方位）1,038 メートルの点 点キ 基点から 40 度 00 分（真方位）1,115 メートルの点 点ク 基点から 44 度 20 分（真方位）1,086 メートルの点 点ケ 基点から 65 度 30 分（真方位）808 メートルの点 点コ 基点から 70 度 40 分（真方位）790 メートルの点 点サ 基点から 85 度 30 分（真方位）828 メートルの点 点シ 基点から 82 度 20 分（真方位）1,005 メートルの点 点ス 基点から 81 度 30 分（真方位）1,052 メートルの点 点セ 基点から 94 度 00 分（真方位）	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

1, 173 メートルの点 点ソ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1, 171 メートルの点 点タ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1, 304 メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端				
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤 (東) 南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位) の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分 (真方位) の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし

	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
--	---	------	-----------------------	---	------

（３） なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第 3 防波堤北端 点イ 基点から 9 度 30 分（真方位）410 メートルの点 点ウ 基点から 3 度 10 分（真方位）482 メートルの点 点エ 基点から 29 度 30 分（真方位）772 メートルの点 点オ 基点から 38 度 30 分（真方位）1,036 メートルの点 点カ 基点から 38 度 00 分（真方位）1,038 メートルの点 点キ 基点から 40 度 00 分（真方位）1,115 メートルの点 点ク 基点から 44 度 20 分（真方位）1,086 メートルの点 点ケ 基点から 65 度 30 分（真方位）808 メートルの点 点コ 基点から 70 度 40 分（真方位）790 メートルの点 点サ 基点から 85 度 30 分（真方位）828 メートルの点 点シ 基点から 82 度 20 分（真方位）1,005 メートルの点 点ス 基点から 81 度 30 分（真方位）	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	1,052メートルの点 点セ 基点から 94 度 00 分（真方位） 1,173メートルの点 点ソ 基点から 94 度 10 分（真方位） 1,171メートルの点 点タ 基点から 102 度 30 分（真方位） 1,304メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端				
	【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし
	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

(1) 潜水器漁業

令和 7 年 9 月 16 日から同年 10 月 16 日まで

(2) あわび漁業（あわび漁業）

令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 11 月 15 日まで

(3) なまこ漁業（なまこ漁業）

令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 11 月 15 日まで

3 許可の有効期間

(1) 潜水器漁業（潜水器漁業）

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

(2) あわび漁業（あわび漁業）

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

（ただし、令和 7 年 12 月 1 日以降に許可する際は、許可日から令和 8 年 11 月 30 日までに短縮する。）

(3) なまこ漁業（なまこ漁業）

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

（ただし、令和 7 年 12 月 1 日以降に許可する際は、許可日から令和 8 年 11 月 30 日までに短縮する。）

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。